千曲市中小企業エネルギーコスト削減支援事業補助金

よくある質問（Ｑ＆Ａ）

令和５年 11 月 7 日現在

本Ｑ＆Ａは予告なく追記、変更される可能性があります。
予めご了承ください。

千曲市経済部産業振興課

目次

Ｑ１：どのような事業者が対象となるか。
Ｑ２：個人事業主はどのような者が対象となるか。
Ｑ３：個人事業主で確定申告をしていない場合はどうなるか。
Ｑ４：「市内に事業所を有する」とは。
Ｑ５：住宅は事業所に含まれるか。
Ｑ６：1事業者当たりの申請回数に上限はあるか。
Ｑ７：１社で複数の機器を補助対象として申請できるか。
Ｑ８：複数の機器を導入する場合、補助金の上限額はどうなるか。
Ｑ９：グループ企業ごとに申請をすることは可能か。
Ｑ１０：個人事業主で自宅を事務所にしている。事業用と居住用の共用部分におけるＬＥＤ照明や空調機器の更新は対象となるか。
Ｑ１１：アパートや戸建てなど、住宅用の不動産賃貸業を営んでいるが、入居者用に整備している設備（空調設備、共用部の照明等）の更新に本補助金を利用することは可能か。
Ｑ１２：他の補助制度との併用は可能か。
Ｑ１３：対象機器かどうかの確認はどのようにすればよいか。
Ｑ１４：中古品やリース品は対象となるか。
Ｑ１５：ＬＥＤ照明からＬＥＤ照明に更新する場合も対象となるか。
Ｑ１６：ＬＥＤ照明について、電球の交換だけでも補助対象となるか。
Ｑ１７：既存機器の台数と導入予定機器の台数が異なる場合、申請は可能か。
Ｑ１８：補助対象経費はどのようなものがあるか。
Ｑ１９：更新した既存機器は速やかに廃棄する必要があるか。
Ｑ２０：既存機器（更新前）の写真は、型番まで撮影する必要があるか。
Ｑ２１：工事途中の写真も撮影しておく必要があるか。
Ｑ２２：すでに工事業者等へ発注（契約）している場合も対象となるか。
Ｑ２３：業者から早急に着手金を払うように求められているが、認定前に着手金だけを支払うことは可能か。
Ｑ２４：なぜ、認定後でなければ契約や発注等を行ってはならないのか。
Ｑ２５：業者の選定、見積徴取は認定前に行っても問題ないか。
Ｑ２６：申請は先着順か。
Ｑ２７：予算がなくなり、申請受付期間内に受付を終了する可能性はあるか。
Ｑ２８：納税証明書はどこで取得すればよいか。
Ｑ２９：見積書の内容について注意点はあるか。

Ｑ３０：添付書類にある、「導入設備の仕様が分かる資料（カタログ等)」とは何か。
Ｑ３１：カタログ等の資料はただ提出するだけでもよいか。
Ｑ３２：工事業者を紹介してもらうことは可能か。
Ｑ３３：現地調査を行うことはあるか。
Ｑ３４：補助対象事業の期間はいつからいつまでか。
Ｑ３５：リース契約は対象となるか。
Ｑ３６：補助金の受取時期はいつか。
Ｑ３７：ウクライナ情勢などやむを得ない事情によって期限までに事業が完了しない可能性がある。期限を過ぎた場合、補助金は受けられないのか。

Ｑ１：どのような事業者が対象となるか。

Ａ：会社または個人事業主の場合

下表に該当する会社および個人事業主が対象になります。

業種	資本金	従業員
製造業等	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
小売業	５千万円以下	５０人以下
サービス業	５千万円以下	１００人以下

加えて、旅館業の営業許可を有する宗教法人（宿坊等）、酒類業組合・連合会、生活衛生同業組合・連合会、商店街振興組合、認定職業訓練を実施している法人・団体も対象になります。

Ｑ２：個人事業主はどのような者が対象となるか。

Ａ：個人事業主として開業届の提出や確定申告を行っている方が該当します。

Ｑ３：個人事業主で確定申告をしていない場合はどうなるか。

Ａ：確定申告をしていない場合であっても、開業届の提出があれば対象となります。ただし、いずれも提出することができない場合は、本事業の対象とはなりません。

Ｑ４：「市内に事業所を有する」とは。

Ａ：店舗・工場・事務所・支店等が千曲市内に所在していることをいいます。本店が千曲市外にあっても、千曲市内の事業所等において補助対象事業を実施するのであれば、本事業の対象となります。

Ｑ５：住宅は事業所に含まれるか。

Ａ：含まれません。ただし、自宅兼事業所（店舗）のような場合には、事業所部分において事業の用に供している機器の更新については対象になり得ます。その際は、導入場所が事業用スペースであることが分かるように、写真や図面で分かりやすく示していただく必要があります。

Ｑ６：１事業者当たりの申請回数に上限はあるか。

Ａ：１事業者当たり１回限りです。市内に複数の事業所があっても同様です。

Ｑ７：１社で複数の機器を補助対象として申請できるか。

Ａ：複数機器での申請は可能ですが、申請書類は１つにまとめてご提出ください。購入が異なるタイミングであっても、まとめて申請してください。

Ｑ８：複数の機器を導入する場合、補助金の上限額はどうなるか。

Ａ：上限額は１事業者につき５０万円となります。導入機器が複数であっても同様です。

Ｑ９：グループ企業ごとに申請をすることは可能か。

Ａ：それぞれが別の法人格であれば、グループ企業ごとに申請をすることは可能です。

Ｑ１０：個人事業主で自宅を事務所にしている。事業用と居住用の共用部分におけるＬＥＤ照明や空調機器の更新は対象となるか。

Ａ：自宅兼事業所（店舗）の場合、事業専用で使用している部分であって、事業の用に供している機器の更新であれば補助の対象となります。

Ｑ１１：アパートや戸建てなど、住宅用の不動産賃貸業を営んでいるが、入居者用に整備している設備（空調設備、共用部の照明等）の更新に本補助金を利用することは可能か。

Ａ：賃借先が事業所でない場合（賃貸用アパート等の居住の用に供する施設）は対象となりません。

Ｑ１２：他の補助制度との併用は可能か。

Ａ：併用は可能です。ただし、国・県等から本事業に対して別の補助金の交付を受けた場合、当該補助金の額を対象経費から控除してください。また、国・県等の補助金の要項等において本補助金と併用可能かよく確認してください。

Ｑ１３：対象機器かどうかの確認はどのようにすればよいか。

Ａ：別紙の対象設備一覧をご覧ください。また、参考として下記の「省エネ型製品情報サイト」をご覧ください。なお、リストにない機器については、メーカー様または工事施工業者様にご確認ください。

（省エネ型製品情報サイト）https://seihinjyoho.go.jp/

Ｑ１４：中古品やリース品は対象となるか。

Ａ：対象となりません。未使用品（新品）で導入したものに限ります。

Ｑ１５：ＬＥＤ照明からＬＥＤ照明に更新する場合も対象となるか。

Ａ：対象となりません。既存の照明設備を新たに対象となるＬＥＤ電灯器具に更新するものである必要があります。そのため、蛍光灯式、水銀灯式、白熱灯式等の照明からＬＥＤ電灯器具に更新する場合に限り対象となります。

Ｑ１６：ＬＥＤ照明について、電球の交換だけでも補助対象となるか。

Ａ：電球のみの交換等、工事委託費を伴わない場合は対象となりません。照明機器そのものの入れ替えおよび入れ替えに伴う安定器の撤去やバイパス工事が伴うものが対象となります。

Ｑ１７：既存機器の台数と導入予定機器の台数が異なる場合、申請は可能か。

Ａ：エネルギーコストの削減が目的のため、原則として導入台数が撤去する台数以下であれば申請は可能です。特別な事情があって機器の台数が増える場合は、更新前の効用の範囲内で、更新後のエネルギー使用量が減少することを示す資料等をご用意いただいた上で、個別にご相談ください。

Ｑ１８：補助対象経費はどのようなものがあるか。

Ａ：補助対象経費は、機器購入費、工事委託費、既存機器の処分費とします。ただし、処分費については、処分の際に収益があった場合、補助対象経費から控除してください。具体的には、下表のとおりです。

機器購入費	補助対象機器、更新に必要不可欠な付帯設備の購入に係る費用
工事委託費	更新機器の設置や運搬（配送）、撤去に係る作業費用
既存機器の処分費	既存機器の処分費用（収益が出る場合は対象費用から控除）
対象外経費	メンテナンス料（保証料）、保守契約費用、内訳が不明瞭な経費、自社施工した場合の工事費用、事業の用に供さない機器の費用、租税公課、振込手数料など

Ｑ１９：更新した既存機器は速やかに廃棄する必要があるか。

Ａ：省エネを目的に、既存機器を省エネ型の機器に更新していただくことを支援する事業であり、機器の増設は対象外としていることから、更新に伴い既存機器は廃棄していただきます。見積書には処分（廃棄）費用を必ず明記し、機器は工事業者の責任において廃棄してください。

Ｑ２０：既存機器（更新前）の写真は、型番まで撮影する必要があるか。

Ａ：必ずしも型番まで撮影する必要はありませんが、既存機器はすべて写真を撮影して提出してください。複数をまとめて撮影しても構いませんが、更新する機器がどれか分かるようにしてください。また、機器を更新する事業所の内観が分かるように複数枚の写真を撮影して提出してください。

Ｑ２１：工事途中の写真も撮影しておく必要があるか。

Ａ：撮影する必要があります。特に、照明に関しては、管の付け替えだけではなく、工事が伴っていることを証明していただく必要がありますので、工事の過程の写真も撮影して提出

してください。

Ｑ２２：すでに工事業者等へ発注（契約）している場合も対象となるか。

Ａ：対象外となります。必ず、認定後に契約、発注、支払をするよう注意してください。

Ｑ２３：業者から早急に着手金を払うように求められているが、認定前に着手金だけを支払うことは可能か。

Ａ：着手金であっても、認定前に支払っていることが判明した場合、対象外となりますのでご注意ください。

Ｑ２４：なぜ、認定後でなければ契約や発注等を行ってはならないのか。

Ａ：認定前に契約等を行っていた場合で、不交付となってしまった場合には、申請者に不利益が生じることが想定されますので、認定後に契約等をしていただくよう定めています。

Ｑ２５：業者の選定、見積徴取は認定前に行っても問題ないか。

Ａ：問題ありません。ただし、補助対象経費を精査した結果、申請者が想定する補助金額とならないことがありますので、予めご了承ください。

Ｑ２６：申請は先着順か。

Ａ：申請は先着順での受付となります。

Ｑ２７：予算がなくなり、申請受付期間内に受付を終了する可能性はあるか。

Ａ：申請期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了します。また、申請の受付後であっても、予算額に達した場合は、交付できないことがありますので、予めご了承ください。

Ｑ２８：納税証明書はどこで取得すればよいか。

Ａ：法人の方については債権管理課窓口（千曲市役所１階）、個人の方については税務課窓口（千曲市役所１階）または上山田戸倉出張所窓口にて、「市税の滞納がないこと」の証明書を取得してください。

Ｑ２９：見積書の内容について注意点はあるか。

Ａ：補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できるように、「●●工事一式■■円」ではなく、すべての品目や工事の内容ごとに金額が記載されているものを徴してください。判別が不明な場合には、不明瞭な部分に係るすべての経費を対象外とする場合があります。

Ｑ３０：添付書類にある、「導入設備の仕様が分かる資料（カタログ等)」とは何か。

Ａ：主にメーカー、製品名、型番が分かるカタログまたはホームページの写しを意味します。

Ｑ３１：カタログ等の資料はただ提出するだけでもよいか。

Ａ：該当する機器の型番や写真に〇を記載するなど、どの製品に更新するか分かるようにしてください。

Ｑ３２：工事業者を紹介してもらうことは可能か。

Ａ：特定の工事業者を紹介することはできません。

Ｑ３３：現地調査を行うことはあるか。

Ａ：必要に応じて現地調査を実施することがありますので、その際は当該調査に協力していただく必要があります。

Ｑ３４：補助対象事業の期間はいつからいつまでか。

Ａ：認定日から令和６年１月 31 日までとなります。期間内に補助対象機器を事業所に設置し、業者へ代金の支払いを終えていただく必要があります。

Ｑ３５：リース契約は対象となるか。

Ａ：リース等の賃貸借契約等による場合は対象外となります。

Ｑ３６：補助金の受取時期はいつか。

Ａ：交付申請書兼実績報告書を提出いただき、その後、必要に応じて確認検査を実施し、補助金額の確定をします。交付決定等及び額の確定通知書の受領後、清算払い請求書を提出していただき、審査完了後、おおむね１か月後を目途に指定口座へ振り込みます。

Ｑ３７：ウクライナ情勢などやむを得ない事情によって期限までに事業が完了しない可能性がある。期限を過ぎた場合、補助金は受けられないのか。

Ａ：やむを得ない事情であっても、令和６年１月 31 日までに事業を完了（補助対象機器の設置、業者への支払完了）し、令和６年２月 16 日までに市へ実績報告書を提出できない場合は、補助金を支払うことができませんのでご注意ください。